

No. 124号

令和3年4月28日

暴 追 だ よ り

公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター

TEL 058-277-1613

新相談委員のご挨拶

(公財) 岐阜県暴力追放推進センター

相談委員 寺本 秀之

この度、長屋哲雄氏の後任として、公益財団法人「岐阜県暴力追放推進センター」の相談委員に就任致しました寺本秀之でございます。

私も元警察官で、在職中は、主に暴力団対策の仕事をさせてもらっており、警察で培った経験が当センターで少しでも役立てば、と考えています。

私自身、当センターの役割を正しく理解、認識し、他機関の方々、県民の皆様方との連携を密にして、雨にも負けず、風にもコロナにも負けず、暴力団を世の中から排除する様、一生懸命頑張る所存でございますので、宜しく願い申し上げます。

退任のごあいさつ

元相談委員 長屋 哲雄

この度3月31日付をもちまして暴追センターを退職させて頂きました。5年にわたり無事勤めさせて頂くことができましたのも皆様方のご厚情の賜物と深く感謝いたします。

暴追センターでは、暴力相談、不当要求防止責任者講習、企業・行政・各種団体の講和を担当しましたが、主な業務であります暴力相談は、年々増加傾向にあり、その大半が、反社会的勢力との遮断のための取引先に関する相談であります。このことは、暴排意識が社会全体に浸透してきた表れだと思います。とはいえ、暴力団や悪質クレーマーからの不当要求はなくなった訳ではないことから不当要求で困った際には、まずは暴追センターに相談、必要に応じて警察、弁護士と連携して対応しますので、担当者だけで悩まないで下さい。

私事ですが、一昨年夏、ロスのダンイノサントアカデミーに行き、フィリピン・カリのレッスン等を受け、ダン・イノサント師父ともお会いしてきたことが、貴重な体験でした。もちろん、ブルースリーの道場跡地、ベニスビーチ、サンタモニカ、グランドキャニオン等の観光も楽しんで来ました。

退職後は、極真とフィリピン・カリの修行を大切に、社会貢献できる仕事があればと考えております。これまで誠にありがとうございました。

民暴懇(民事介入暴力対策連絡懇話会)の開催

令和3年3月4日、岐阜市司町「ぎふメディアコスモスみんなのホール」において、第34回民事介入暴力対策連絡懇話会を開催しました。

昨年は、新型コロナウイルス感染拡大のため中止としましたが、今年は開催にあたり参加人数は収容定数の半数以下とし、入場者のマスク着用、検温、手指消毒など新型コロナウイルスの感染拡大防止に細心の注意を払い開催しました。

大会には、来賓で岐阜地方検察庁高橋勇次検事の出席をいただき、岐阜県弁護士会民事介入暴力被害者救済センターの弁護士、岐阜県警察本部組織犯罪対策課対策課調査官等による昨年一部改正施行された、岐阜県暴力団排除条例の「暴力団排除特別強化地域」「罰則が適用される禁止行為」などについて、具体例を交えてのパネルディスカッションを行いました。



公益財団法人
岐阜県暴力団放逐推進センター

全国の暴力団勢力 ~ 16年連続減少

4月8日、警察庁発表の令和2年末の全国の暴力団勢力によりますと、暴力団勢力は、25,900人で前年より2,300人減少しました。

暴力団勢力とは、構成員と準構成員を足した人数であり、構成員は、暴力団の組織に所属している構成員で「組員」と呼ばれる者のことで13,300人(1,100人減少)、準構成員は、暴力団組織には所属していないが、暴力団の威力を背景に不法行為を行う者や資金や武器の供給など暴力団の維持や運営に協力するものことで、「フロント企業」などのことをいい12,700人(1,100人減少)となります。

暴力団勢力は、平成17年から16年連続で減少し続けており、平成16年の暴力団勢力は、87,000人でしたから、約6割減少したこととなります。減少の要因は、警察の取締りや社会の暴力団排除活動が進み、資金獲得が一層難しくなっていることが考えられます。(人員の数値はいずれも概数)

また、以前の暴力団勢力における構成員と準構成員の比率は、

構成員 > 準構成員

でしたが、減少し始めた平成17年を境にこの比率が逆転し、この現象は平成30年まで続き、以降現在までこの比率はほぼ同数となっています。この原因は暴力団対策法や暴力団排除条例などの規制を逃れ、以前は隠れ蓑に社会運動や政治活動を標榜しておりましたが、最近では正業を装い企業進出を図るなど不透明化・潜在化の傾向を一層強めてきていることがあげられます。

社内体制の点検・見直し

桜の花が咲いたのがつい先日のように思っていましたら、既に1ヶ月も過ぎ4月も終わろうとしております。新型コロナウイルス感染症が拡大している影響で年度末や新年度の恒例行事も自粛なった影響からか、新年度となった自覚が薄いまま仕事をしているのは私だけでしょうか？

年度が替わろうが非常事態宣言が発令され社会が自粛していようが、暴力団をはじめとする反社会的勢力は、組織の資金源となるネタ探しに躍起になっております。年度が改まり社内の定期異動などにより体制が替わった今、不当要求行為等に対応する体制の点検と見直しなどをしておく必要があります。

1 基本方針の確立

- ① 暴力団等の不法・不当な要求には絶対応じない。
- ② 暴力団等を絶対に利用しない。
- ③ 暴力団等とは私的な交際はもとより、取引を含めた一切の関係を遮断する
- ④ 暴力団等との問題は法・社会のルールにのっとり組織的に対応する
- ⑤ 警察、暴追センター等との連携を密にする

2 組織的な体制を整える

- ① 暴力団排除条項の整備、表明・確約書の徴収
契約書、取引約款等に暴力団等反社会的勢力等との取引を拒絶する「暴力団排除条項」の導入と相手の抗弁を防止するため、自分は反社会的勢力ではない旨の「表明・確約書」の提出を受ける。
- ② 組織全体としての対応体制の確立
不当要求防止責任者を指定し、基本方針の社内への徹底と非常事態に即応できるよう以下の体制等を整備しておく。
- ③ 資機材等の整備
対応する応接室等の指定と交渉内容を正確に記録するためのビデオ・録音機などを整備する。
- ④ 社内の報告、連絡体制の確立
反社会的勢力等からアプローチがあった段階でいち早く、事実がありのまま不当要求防止責任者に報告がなされる体制を構築する。

⑤ 部内教育、指導訓練

迅速・的確な対応は、日ごろの研修と訓練が大切です。積極的に研修を行い、不当要求事案を想定した訓練を行い、各担当者の役割などの理解を深めておく。

⑥ 被害を受けない環境作り

対応する応接室等には、暴力追放ポスター、同ステッカー、不当要求防止責任者講習修了書等を掲示するとともに、花瓶など凶器となりそうな物は撤去しておく。

⑦ 資料の整備

相手を知っておくことは、対応に役立ちますので日頃から新聞や週刊誌など記事を収集・整備し、資料化しておくことも重要です。

⑧ 警察、弁護士、暴追センター等との連携

問題が生じたときは、些細なことでも早めに警察をはじめ関係機関に連絡、相談を行うなど緊密な連携に努める。

暴力団等に絡む困り事の相談は、お気軽に当センターへ！

相談無料・秘密厳守です。

相談は面談、電話どちらでも受け付けます。

場所 岐阜市藪田南5丁目14番地1（藪田分庁舎2の2）

電話番号 058-277-1613

フリーダイヤル（0800）200-8930